

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示		ページ
	◎県指定希少野生動植物の指定 (環境共生課)	1
	○道路の区域変更 (道路課)	1

告 示

高知県告示第86号

高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）第7条第1項の規定による県指定希少野生動植物の指定をするので、同条第5項の規定により告示する。
 令和3年2月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 県指定希少野生動植物の種名
 - (1) ニホンアカガエル
 - (2) マルバテイショウソウ
 - (3) カミガモソウ
 - (4) ハシナガヤマサギソウ
- 2 県指定希少野生動植物として指定をする理由
 - (1) 1の(1)の種は、生息地は低地に限られるが、産卵場所の環境が変化し、生息することができなくなった地域が複数確認され、特に、冬季に水が溜まっている産卵に適した水田及び湿地の減少が顕著であり、絶滅のおそれがある。
 - (2) 1の(2)の種は、県内のみならず四国内の自生地が1箇所のみで、野生状態での開花が少ない。
 - (3) 1の(3)の種は、ニホンジカの被害により絶滅のおそれがある。
 - (4) 1の(4)の種は、園芸採取、管理放棄等により絶滅のおそれがある。
- 3 県指定希少野生動植物の保護に関する指針
 - (1) 1の(1)の種については、県内全域において知事の許可を受けた場合以外は、当該種の捕獲等を禁止するものとする。
 - (2) 1の(2)から(4)までの種については、県内全域において知事の許可を受けた場合以外は、当該種の採取等を禁止するものとする。

高知県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年2月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和3年2月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 七里仁井田
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町仁井田字城ノ端760番3から 高岡郡四万十町仁井田字中切774番4まで	前	10.0 } 10.3	8
	後	9.5 } 9.8	8